

(2) 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例施行規則

制 定 昭 和 59 年 4 月 2 日 規則第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和 59 年大阪市条例第 50 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第 2 条 条例第 3 条第 2 号に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）の使用の許可（条例第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる者に係るものに限る。以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、所定の申請書に必要な事項を記載してこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請をした者については、必要な調査を行い、又は必要な書類を提出させることがある。

(判定日及び判定時間等)

第 3 条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）における医学的、心理学的及び職能的判定のための判定日及び判定時間並びに診査及び治療を行う日及び時間は、市長が別に定める。

(使用期間の制限)

第 4 条 使用許可に基づく障害者支援施設の使用期間は、1 年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(使用料及び手数料)

第 5 条 条例第 12 条第 1 項の規定により使用料を徴収する診査及び治療から除かれるものとして市規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により援護の実施機関から紹介のあった者に対して行う診査

(2) 条例第 4 条第 2 項に規定する代行施設（以下「代行施設」という。）への入所のために必要な診査（前号に掲げるものを除く。）並びに入所中に行う健康診断及び訓練実施上必要な臨床検査

(3) 保健福祉センター所長又は大阪市中央こども相談センター所長、大阪市北部こども相談センター所長若しくは大阪市南部こども相談センター所長から依頼のあった者に対して行う診査

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく手当の受給資格及び手当の額の認定の請求に要する診断書の作成のために行う診査

(5) その他市長が定めるもの

2 条例第 12 条第 2 項の市規則で定める使用料は、その都度市長が定める。

(使用料等の減免)

第 6 条 条例第 12 条第 4 項の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、市長の指示に従い、必要な証明書を提出しなければならない。

(使用料等の納付時期)

第 7 条 使用料及び手数料は、市長が定める日までに支払わなければならない。

(利用料金)

第 8 条 条例第 13 条第 3 項第 2 号の市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 1 日につき 1,500 円

(2) 居住に要する費用 1 日につき 326 円

2 条例第 13 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の市規則で定める額は、1 日につき 650 円とする。

(利用料金の納付時期)

第9条 条例第13条第1項に規定する利用料金は、条例第4条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める日までに支払わなければならない。

（指定申請の公告事項）

第10条 条例第15条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第17条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

（指定申請の方法）

第11条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書（これに相当する書類を含む。）

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第17条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの代行施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 代行施設の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

（資料の提出の要求等）

第12条 市長は、条例第18条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) 代行施設の管理の業務の実施状況
- (4) 代行施設の使用人数その他の運営状況
- (5) 代行施設の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由

により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害の賠償)

第14条 センターの施設を使用する者が建物又は附属設備を損傷又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の次に2条を加える改正規定は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月14日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年4月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年7月8日規則第105号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月29日規則第119号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年10月5日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第31号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後の措置に要する費用について適用し、同日前の措置に要する費用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年4月1日規則第83号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第68号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第109号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの指定管理者の指定手続に関する規則(平成17年大阪市規則第147号)は、廃止する。

附 則(平成18年9月29日規則第215号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年5月30日規則第133号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第69号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日規則第 182 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 69 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 150 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 29 日規則第 139 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 70 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 63 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。